

鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画第1次実施計画（補正版）策定要領

【目次】

第1	趣旨	1頁
第2	実施計画等の概要	1頁
第3	計画の対象	3頁
第4	計画策定の基本的な考え方	4頁
第5	計画策定の留意事項等	5頁
第6	多額の経費を要する事業の取り扱い	7頁
第7	提出方法	9頁
第8	計画策定のスケジュール	10頁

令和5年4月
鎌ヶ谷市

第1 趣旨

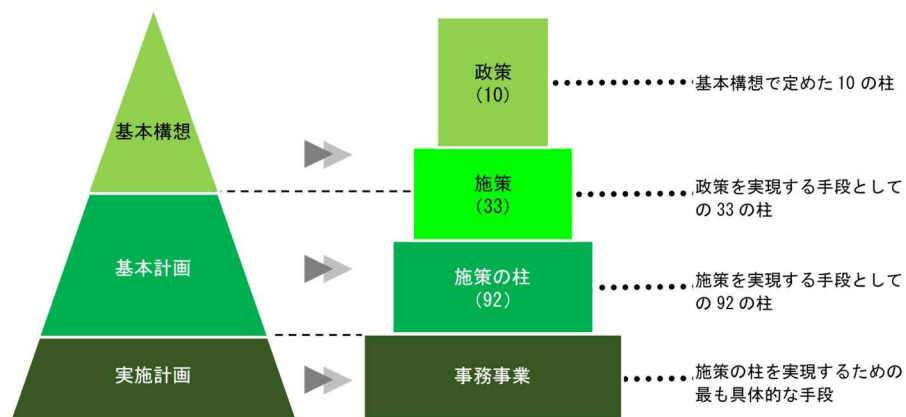
この策定要領は、総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画（補正版）（以下「実施計画（補正版）」という。）の策定にあたり、総合基本計画策定会議等の設置及び運営に関する規程（平成30年鎌ケ谷市訓令第11号）第6条第2項の規定に基づき、計画的かつ円滑に計画を策定するため、必要な事項を定めるものとなります。

第2 実施計画等の概要

1 計画策定の目的

実施計画（補正版）は、「基本計画」に定める「施策の状態指標（目指す方向性）」及び「施策の柱の成果指標」を達成し、「基本構想」に掲げる目指すべき都市像「人と緑と産業が調和し未来へひろがる鎌ケ谷」を実現するため、各施策の進捗状況、社会情勢、環境変化、直近の財政状況などを踏まえて、前期基本計画第1次実施計画に必要な改定を行うものとなります。

図1:総合基本計画の体系



2 計画期間

実施計画（補正版）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

図2：総合基本計画の構成及び計画期間

年度(令和)	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
基本構想	基本構想（12年間）											
基本計画	前期基本計画（6年間）						後期基本計画（6年間）					
実施計画	第1次実施計画（6年間）						第2次実施計画（6年間）					
				第1次実施計画 《補正版》（3年間）						第2次実施計画 《補正版》（3年間）		

ローリング方式により改訂

3 計画の性格等

(1) 行財政運営及び予算編成の指針

各年度の行財政運営の方向性を示すとともに、予算編成の指針とします。

(2) 業務の可視化及び行財政改革の推進

基本計画の施策に該当する全ての事務事業の中から、優先度の高い事務事業及びその具体的な業務を明らかにし、業務の可視化を図ることで、より計画的な業務の推進を実現するとともに、業務の改善、廃止など、業務の見直しを積極的に行うことで、効果的な行財政改革を推進します。

(3) 行政評価制度に基づく進行管理

計画の適切な執行に資するため、行政評価制度を活用し、各事務事業の進捗状況と基本計画に掲げた「施策の柱の成果指標」の達成状況等を把握するなどの進行管理を行います。

4 多額の経費を要する事業の事業費の状況（令和5年3月補正予算後）

図3 多額の経費を要する事業の事業費

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計画期間合計
総事業費	6,265,877	4,979,084	4,128,902	3,748,661	2,926,230	3,192,730	25,241,484
国庫支出金	1,494,813	790,364	254,213	525,016	572,791	565,856	4,203,053
県支出金	5,566	12,478	23,545	5,311	5,475	4,653	57,028
市債	2,958,000	2,228,700	2,044,100	1,475,300	823,600	955,500	10,485,200
基金繰入金	137,608	130,000	66,300	16,500	7,500	7,500	365,408
その他	130,235	139,448	123,182	119,749	129,148	126,748	768,510
一般財源	1,539,655	1,678,094	1,617,562	1,606,785	1,387,716	1,532,473	9,362,285

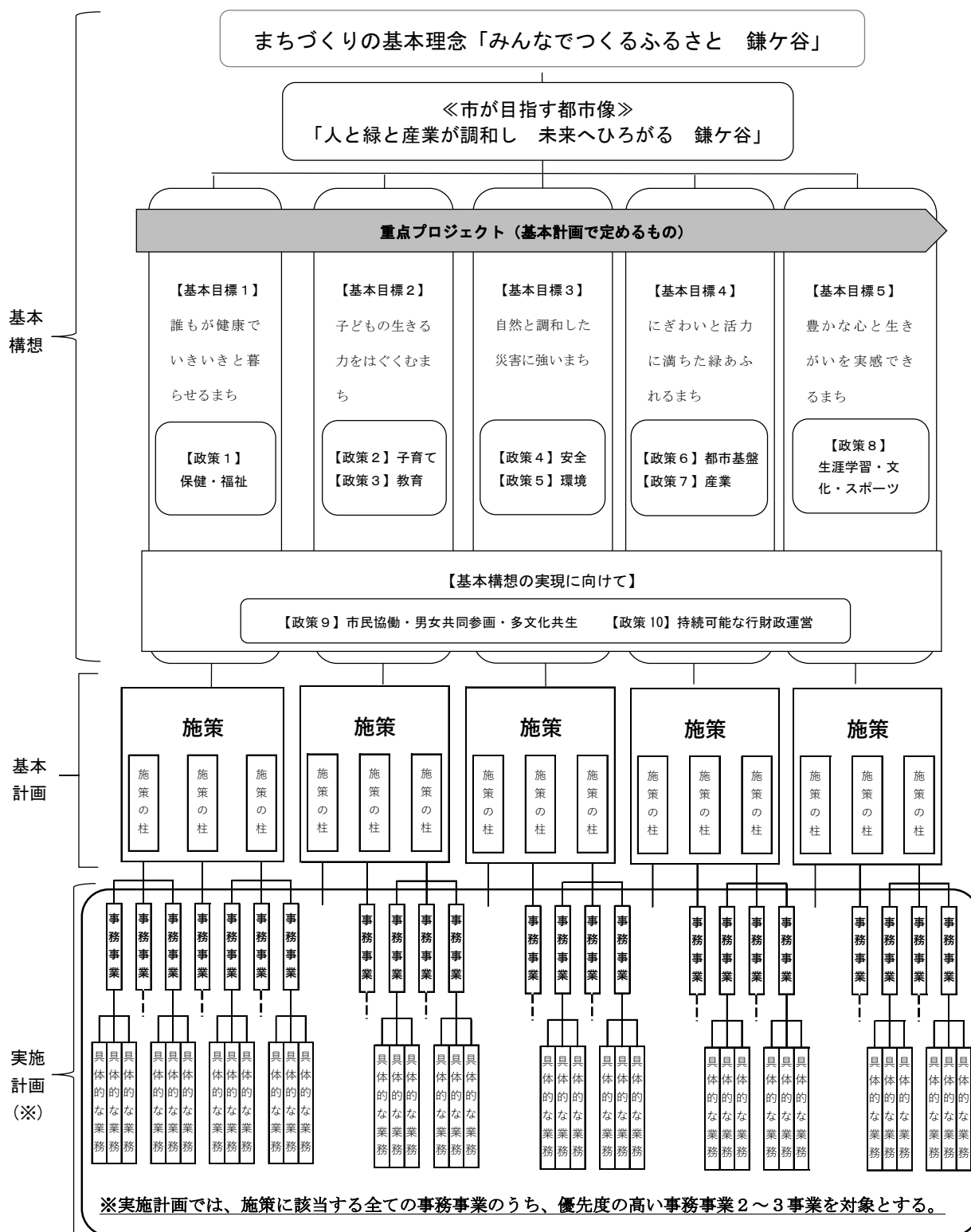
(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計画期間合計
総事業費	6,265,877	4,979,084	4,128,902	3,748,661	2,926,230	3,192,730	25,241,484
1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち（※）	119,351	6,300	129,456	64,506	66,006	66,006	451,625 (1.8%)
2 子どもの生きる力をはぐくむまち	2,176,600	1,399,145	1,345,467	752,991	169,622	516,871	6,360,696 (25.2%)
3 自然と調和した災害に強いまち	508,700	150,281	51,468	49,206	35,737	35,137	830,529 (3.3%)
4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち	2,762,829	3,085,299	2,004,725	2,169,095	2,200,944	2,370,995	14,593,887 (57.8%)
5 豊かな心と生きがいを実感できるまち	270,568	473,267	195,328	201,821	372,400	63,300	1,576,684 (6.2%)
基本構想の実現に向けて	321,404	72,506	164,011	203,142	51,821	41,021	853,905 (3.4%)

第3 計画の対象

実施計画（補正版）は、全ての事務事業を対象とし、このうち特に「優先度の高い事務事業」を選定し、具体的な業務を定めるとともに、全体の事業費が500万円以上の事務事業については、「多額の経費を要する事業」として位置づけます。

図4：総合基本計画全体のイメージ（政策＝10、施策＝33、施策の柱＝92）



第4 計画策定の基本的な考え方

実施計画（補正版）は、基本構想及び基本計画に定める「鎌ヶ谷市が目指す将来の姿（都市像）」「5つの基本目標」「状態指標や成果指標」などの達成に向けて、特に優先的に実施する事業の主な取組みなどを定め、そのうち多額の経費を要する事業については、事業費及び必要となる財源を定めます。

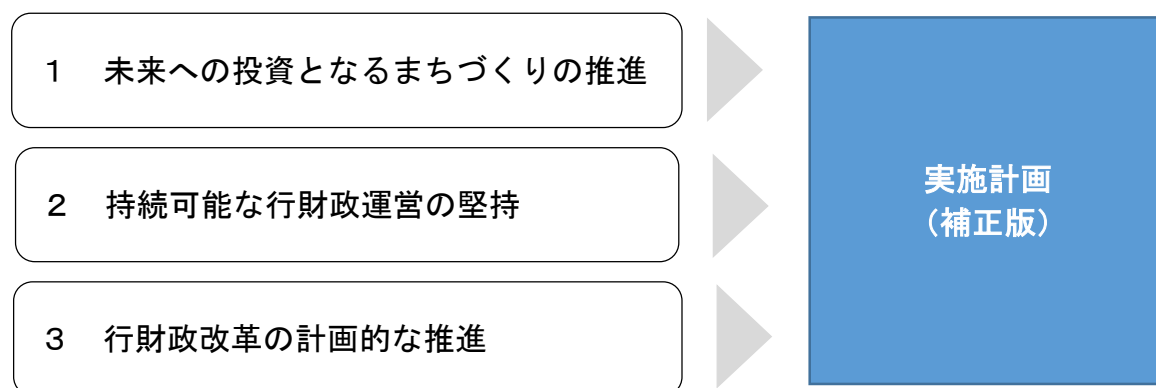
計画策定にあたっては、すべての職員が本市の目指しているまちづくりや財政状況などを十分に理解するとともに、人口推計及び少子高齢化などの社会情勢を見極めながら、持続可能な行財政運営の堅持を基本とします。

特に、急激な高齢化の進展、出生数の大幅な減少、将来的な人口減少、公共施設の老朽化など、多くの解決すべき行政課題がある一方で、今後は新京成線の関連側道や駅前広場の整備、（仮称）緑道の整備、都市計画道路の整備、北千葉道路の事業化を見据えた取組み、子育て世帯への支援など、本市の未来への投資となるまちづくりを推進していく必要があります。

これら重要な事業を展開するためには、多額の財源が必要となることから、行政評価による事務事業の見直しや、デジタル化の推進による業務の改善など、新たな行財政改革を計画的に推進する必要があります。

このことから、実施計画（補正版）の策定にあたっては、限られた「財源」「人材」「資産」を有効的に活用するため、『未来への投資となるまちづくりの推進』『持続可能な行財政運営の堅持』『行財政改革の計画的な推進』の3つの基本的な考え方で策定するものとします。

図5： 実施計画（補正版）策定にあたっての3つの基本的な考え方



第5 計画策定の留意事項等

1 市長公約の着実な遂行

市長公約である今を大切に未来に希望を持てる街づくりの実現に向け、「緊急に取り組む3つの事業」及び「まちづくり5つの政策」について着実に遂行するため、市長公約の反映に留意して策定します。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略及び重点プロジェクトの推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、前期基本計画における5つの基本目標を踏まえ、重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして定めた3つの重点プロジェクトを中心に推進しています。

そのため、実施計画（補正版）は、総合戦略の具体的な取組を位置づけるとともに、重点プロジェクトの達成及び重点化に留意して策定します。

【重点プロジェクト】

- 1 誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくり
- 2 未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり
- 3 人が集い、住みたい魅力のあふれるまちづくり

3 デジタル化及び第3次行財政改革推進プランの推進

第3次行財政改革推進プランに位置付けている取組み項目の実現に留意して策定するものとし、特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など国の動向を注視しながら、事務のデジタル化・効率化を推進します。

4 公共施設等の適正な管理の推進

実施計画（補正版）の策定にあたっては、施設の更新、改修を計画的に行うため、「公共施設等総合管理計画」「市有建築物長寿命化計画」「学校施設長寿命化計画」に基づいた検討を行うほか、脱炭素化の取組み（LED照明への切換え等）など、第1次実施計画策定後の状況の変化を踏まえて策定します。

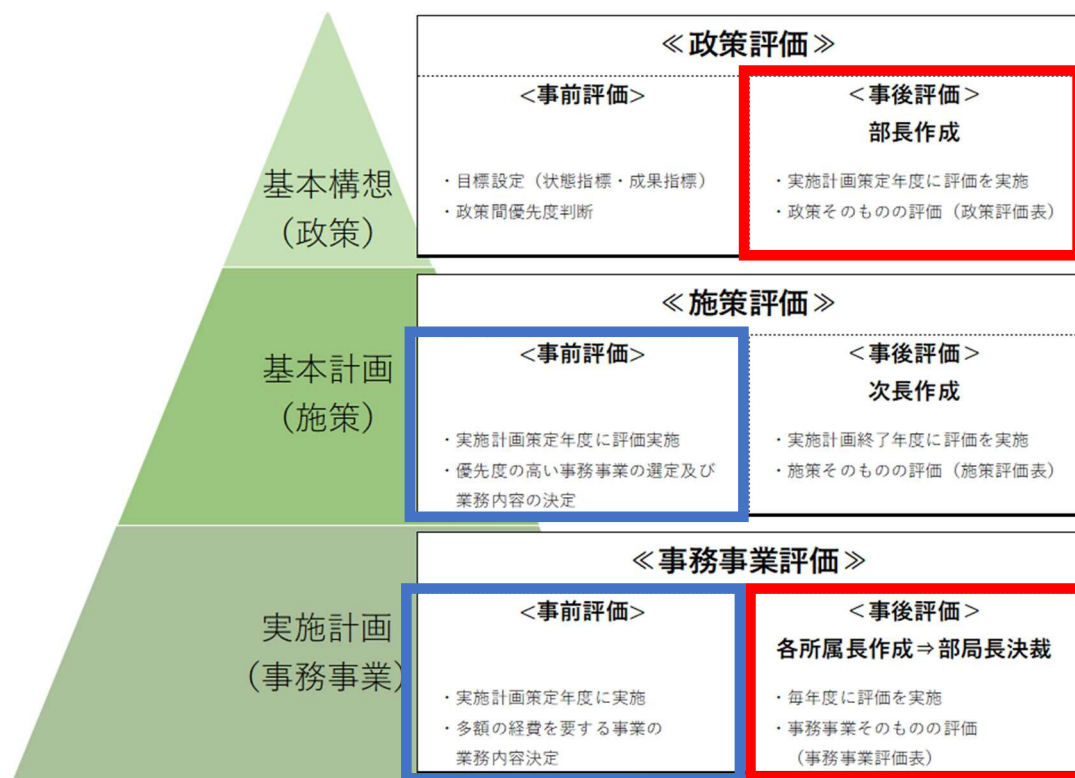
5 脱炭素化の推進

本市では、令和5年度からスタートする鎌ヶ谷市第3次環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となった環境保全の取り組みを推進していきませんが、公共施設への太陽光パネルの設置やLED照明への切り替えなど、脱炭素化の推進に留意しながら策定します。

6 行政評価制度との連動

令和5年度の行政評価は、事後評価として「政策評価」及び「事務事業評価」、事前評価として、「施策評価」「事務事業評価」を実施します。

図6：行政評価の体系



(1) 事後評価（政策評価、事務事業評価）

「政策評価表」及び「事務事業評価表」を作成します。

ア 政策評価（部長作成）

令和5年度は、基本構想に定めるすべての政策について政策評価（事後）を実施します。

イ 事務事業評価（各所属長作成）

令和5年度は、令和4年度に執行したすべての事務事業を対象に、令和3年度予算からの繰越事業を含めて事務事業評価（事後）を実施します。



上記事後評価の結果を踏まえ、検討シートにより事前評価を実施

(2) 事前評価（施策評価、事務事業評価）

「検討シート（施策・事務事業（事前評価表）」及び「検討シート（多額の経費を要する事業）」を作成します。

事前評価は、実施計画（補正版を含む）の策定段階において、各検討シートに基

づき、事業の優先度などを決定するため、当該実施計画（補正版を含む）を策定することで実施したものとしています。

第6 多額の経費を要する事業の取り扱い

1 対象金額

1件あたりの全体総事業費（対象期間外含む）が500万円以上の事業を対象とします。

2 選定の留意点

(1) 原則として、第1次実施計画に位置付けられた事業をベースに策定しますが、社会情勢の変化や、新たな行政課題への対応等の事情がある場合は、新たな事業として位置付けるものとします。

なお、特段、各部局への枠配分は行いませんが、事業の優先度や重要性などを部局内で検討するとともに、全庁的な調整は、庁議（政策調整会議及び総合基本計画策定会議）で行います。

(2) 財源となる国・県支出金（地方創生推進交付金など）、交付税措置のある地方債を最大限に活用しながら事業の組み立てを行います。

3 対象事業

(1) ハード事業

ア 定義

施設の建設・整備・改修や備品・装置などの取得等をする事業で、その執行形態が公有財産購入、補償、補填、負担、補助、工事、委託などを伴うものです。

イ 主なもの

施設の整備、改修等	施設整備・改修に関する事業	建物の整備、改修など
	基盤整備等に関する事業	道路、河川、下水道、駅前広場整備など（原則として1路線1件とするが、大規模なものは分割を可とする。）
	その他の事業	交通安全施設など
用地取得に関する事業など		用地購入費（県地方土地開発公社による先行取得を含む。）
備品、装置などの取得に関する事業		消防車両、舞台装置など

ウ 対象となる事業の期間等

1つの事業では、調査→研究→用地取得→工事→維持管理といった事務の流れが考えられますが、このうちの一部でも、実施計画（補正版）の期間に実施す

れば対象とします。

(2) ソフト事業

ア 定義

施設建設などのハード事業以外で、主としてサービスの向上、活動促進を目的とした補助、融資、委託事業など。

イ 主なもの

補助・援助（〇〇補助金）、融資（〇〇資金融資）、負担（〇〇協議会運営負担金）、委託（〇〇事業運営委託）、調査（〇〇構想・推進調査）、印刷製本など。

(3) 対象外事業

上記（1）・（2）に該当する場合でも、これまで経常的経費で処理してきた事業は、対象外とします。

4 その他

(1) 計上額は、予算額と合わせるため10万円単位から千円単位に変更します。

(2) 令和9年度から令和11年度までの事業費についても、中期財政見通しなどの参考とするため、明記するものとします。

第7 提出方法

1 部局内検討会議の設置

各部局長は、「優先度の高い事務事業の決定」、「多額の経費を要する事業の事業内容の決定」、「多額の経費を要する事業の優先順位の選定」に際し、部局内で検討を行うため、部局内検討会議を開催するものとします。

【部局内検討会議】

- (1) 開催部局 総務企画部、市民生活部、健康福祉部、都市建設部、生涯学習部、消防本部部局、各行政委員会において開催してください。
- (2) 開催時期 5月下旬ごろ
- (3) 構 成 員 原則所属長とし、部局長の判断により変更可能とします。

2 部局内のとりまとめ及び優先順位の選定

例年の予算要求と同様に、市長部局は各次長が、行政委員会等は局長又は次長が、部局内の提出資料の取りまとめをお願いいたします。

また、多額の経費を要する事業について、部局内で優先順位の選定を行ってください。（多額の経費を要する事業の優先順位シート）

3 提出書類のデジタル化

例年の予算要求と同様に、一部の資料を除き、原則電子データのみ提出とします。

4 提出書類

- (1) 検討シート（施策・事務事業（事前評価表））
- (2) 検討シート（多額の経費を要する事業）
- (3) 上記(2)の根拠資料（見積書、積算資料、図面など）
- (4) 多額の経費を要する事業の優先順位シート

5 提出期限

令和5年5月31日（水）

第8 計画策定のスケジュール

時期	実施計画(補正版) 業務内容	行政評価 業務内容
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">職員説明会 (13日)</div> <ul style="list-style-type: none"> ●各所属へ検討シート(「施策・事務事業(事前評価表)」及び「多額の経費を要する事業」)の記入を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●政策評価表(事後)及び事業評価表(事後)の記入の依頼
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">部局内検討会議の実施(5月下旬)</div> <ul style="list-style-type: none"> ●検討シート(「施策・事務事業(事前評価表)」及び「多額の経費を要する事業」)の提出〆切事務(5/31〆) 	<ul style="list-style-type: none"> ●政策評価(事後)提出〆切(5/31〆) ●事業評価表(事後)提出〆切(5/31〆)
6月	(6月議会)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討シートに基づく各課ヒアリング</div>
7月		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●総務企画部(案)策定 ●政策調整会議付議 ●総合基本計画策定会議付議 ●実施計画(補正版)(案)の決定 ●市議会への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●政策調整会議 ●連絡会議
9月	(9月議会)	
10月	●パブリックコメントの実施	
11月	●パブリックコメントを踏まえた実施計画(補正版)の修正案の検討	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●政策調整会議付議 ●総合基本計画策定会議付議 ●実施計画(補正版)案の策定 	
1月	●実施計画(補正版)の決定	